

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条第二項に規定する検体採取及び同法第三十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者を定める省令案について（概要）

令和 5 年 3 月
厚生労働省医政局医事課

1. 制定の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）第 13 条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、所定の省令を制定するものである。

2. 省令案の概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条第二項に規定する検体採取及び同法第三十一条の三第一項の規定による厚生労働省令で定める者を定める省令の新設
 - (1) 改正法第 13 条の規定による改正後の特措法第 31 条第 2 項の規定に基づき、同項に規定する「新型インフルエンザ等にかかっているかどうかの検査のための検体を採取する行為であって厚生労働省令で定めるもの」として、鼻腔拭い液、咽頭拭い液その他これに類するものを採取する行為を定めることとする。
 - (2) 改正法第 13 条の規定による改正後の特措法第 31 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同項に規定する「厚生労働省令で定める者」として、それぞれ以下の内容を定めることとする。
 - ・ 診療放射線技師：令和 6 年 4 月 1 日以後に診療放射線技師国家試験に合格した者であって診療放射線技師の免許を受けたもの又は同日前に診療放射線技師の免許を受けた者（同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であって同日以後に診療放射線技師の免許を受けたものを含む。）であって良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）附則第 13 条第 1 項の厚生労働大臣が指定する研修を受けたもの
 - ・ 臨床工学技士：令和 7 年 4 月 1 日以後に臨床工学技士国家試験に合格した者であって臨床工学技士の免許を受けたもの又は同日前に臨床工学技士の免許を受けた者（同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であって同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものを含む。）であって良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第 15 条第 1 項の厚生労働大臣が指定する研修を受けたもの

3. 根拠条項

- 改正後の特措法第 31 条第 2 項及び第 31 条の 3 第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年5月中旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日